

各業種共通の振興指針改正の論点案について

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

各業種共通の振興指針改正の論点案について

○業界を取り巻く状況や課題、制度改正等について業の振興に必要な事項を盛り込んできたが、近年の改正で振興指針に反映した内容のうち、一部の業種に反映されていない主な事項について、反映の検討が必要。

○ **興行、旅館、浴場、食肉、食鳥肉、氷雪、飲食、すし、めん**に反映されていない事項（理容、美容、クリーニングは、R5年度改正で反映済み）

➤ **新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更したことによる、感染症対策の記載の変更**

- ・新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる２類相当）」とされていたが、令和５年５月８日から「５類感染症」に移行した。
- ・これにより、政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはなく、感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となった。

➤ **令和５年の旅館業法等改正に伴う事業譲渡に係る手続きの整備**

- ・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、合併・分割・相続の場合と同様に、事業を譲り受けた者は、新たな許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなった。

○ **興行、旅館、浴場、食肉、食鳥肉、氷雪、（飲食、すし、めんは一部反映）**に反映されていない事項（理容、美容、クリーニングは、R5年度改正で反映済み）

➤ **物価高騰による営業者への影響**

- ・石油・石炭製品、電力・都市ガス・水道等をはじめ、2020年を基準とした国内企業物価指数は上昇傾向で推移している。
- ・業界における主な経営上の問題点として、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」と回答した事業者は全業種計で56.6%であり、全項目の中で最も高い値となっている。

➤ **令和３年の障害者差別解消法の改正に伴う事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化**

- ・令和３年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。
- ・合理的配慮とは、障害のある人から社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことであり、建設的対話を通して障害のある人と事業者が共に対応策を検討することが求められている。

○ **旅館、飲食、すし、めん**に反映されていない事項（クリーニングは、R5年度改正で反映済み）

➤ **令和４年のプラスチック資源循環法の施行に伴う特定プラスチックの排出抑制**

- ・使い捨てプラスチックの使用を合理化するため、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供される特定の製品が「特定プラスチック使用製品」として指定され、対象業種の事業者において削減が求められている。
- ・提供方法の工夫（有料化等）や製品の工夫（再生プラスチック等を利用した製品の提供等）により削減に取り組むこととされている。

（参考） 現行の振興指針の記載内容について①

①新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更したことによる、感染症対策の記載の変更

【衛生問題への対応（今後5年間における営業の振興の目標）】

- ・新型コロナウイルス感染症については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の位置付けが5類感染症に変更され、政府から営業者に対し、感染対策を一律に求めることはなくなった。以降は、他の感染症への対応と同様、営業者による自主的な感染対策を行う。（理容、美容、クリーニング）

【衛生問題への対応（今後5年間における営業の振興の目標）】

- ・また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。（理容、美容、クリーニング以外の業種）

②令和5年の旅館業法等改正に伴う事業譲渡に係る手続きの整備

【事業の承継及び後継者育成支援に関する事項（組合及び連合会による営業者の支援）】

- ・営業者の高齢化が急激に進んでいることから、事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識や各地域にある事業承継に関する相談機関及び最新の関連税制についての情報提供、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）により措置された事業譲渡に係る手続の整備についての情報提供、並びに後継者育成支援の促進を図るために必要な支援体制の整備に努めることが期待される。（理容、美容、クリーニング）

【地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））（日本公庫に期待される役割）】

- ・きめ細かな相談、指導、融資の実施のほか、改正法により措置された事業譲渡に係る手続の整備についての情報提供等により営業者及び新規開業希望者を支援する。（理容、美容、クリーニング）

③物価高騰による営業者への影響

【営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割】

- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、厳しい経営状況が続く中、価格転嫁や雇用の維持・確保が難しい営業者も見受けられる。これらに対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度や税制優遇措置を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。（理容、美容、クリーニング）

【事業の共同化及び協業化に関する事項（組合及び連合会による営業者の支援）】

- ・生活衛生関係営業は、大半が小規模・零細事業者である。少子高齢化、環境・エネルギー問題、物価高騰等の課題が生じる中で、個々の事業者が単独で施設整備や技術力向上等を進めるには限界があり、組合が中心となり、業界として、共同事業や協業化の取組を進めていくことが必要である。（理容、美容、クリーニング）

(参考) 現行の振興指針の記載内容について②

④令和3年の障害者差別解消法の改正に伴う事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化

【営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割】

- ・令和3年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、民間事業者による障害者に対する合理的な配慮の提供が義務化された（施行は令和6年4月1日）。民間事業者は、環境の整備として全ての消費者が店舗を円滑に利用できるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化に一層努めるとともに、障害者の個別の状況に応じて合理的配慮の提供を行う必要がある。（理容、美容、クリーニング）

⑤令和4年のプラスチック資源循環法の施行に伴う特定プラスチックの排出抑制

【営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割】

- ・令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、洗濯業の事業者は、特定プラスチック使用製品として指定された衣類用ハンガー、衣類用カバーの排出抑制が求められている。（クリーニング）

【環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進】

- ・営業者は、将来に向けた持続可能な消費と生産のパターンを確保する社会的役割・責任が求められており、限りある資源エネルギーや環境の保全、資源循環型社会を実現するため、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことが期待される。

(6) プラスチック資源循環法第28条により特定プラスチック使用製品に指定されている衣類用ハンガー及び衣類用カバーの排出の抑制をはじめとした3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化）の推進（クリーニング）

参 考 資 料

障害者差別解消法が改正に

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



合理的配慮の提供

知る



障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口に登録された具体例を、障害者種別などに応じて検索できます。



調べる

障害者白書（毎年刊行）

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



障害者差別解消法が変わりました！

令和6年4月1日から 合理的配慮の提供が義務化されました

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- ・表紙 1
- ・共生社会の実現に向けて 2
- ・合理的配慮の提供とは 4
- ・「合理的配慮」には対話が重要ですよ！ 6
- ・不当な差別的取扱いとは 8
- ・障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト 10
- ・困ったときは 12



特定プラスチック使用製品

- ・ 使い捨てプラスチックの使用を合理化するため、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供される下記の12製品が特定プラスチック使用製品として指定され、対象業種の事業者において削減が求められている。
- ・ 提供方法の工夫（有料化、ポイント還元等）や製品の工夫（再生プラスチックやプラスチック以外の素材を利用した製品の提供、適切な寸法の製品の提供等）により削減に取り組む。

対象製品	対象業種※
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	● 各種商品小売業（無店舗のものを含む） ● 飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む） ● 宿泊業 ● 飲食店 ● 持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	● 宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	● 各種商品小売業（無店舗のものを含む） ● 洗濯業